

異文化理解か異端嫌疑か

—解雇された米国聖公会遣日宣教師—（下）

H・D・ペイジのアーヴィング派嫌疑

大江 満

はじめに

前号（『立教学院史研究』二号）掲載の拙論「異文化理解か異端嫌疑か——解雇された米国聖公会遣日宣教師（上）——C・T・ブランシエーの信仰治愈運動」で述べたように、異端嫌疑による近代遣日宣教師の解職事例は、教派のスキヤンダルに発展する可能性もあってか、英国教会伝道協会（Church Missionary Society：以下CMSと略記）宣教師ウォルター・デニングの事例以外は、ほとんど表面化しておらず、詳細な研究報告は、右記の拙論がはじめてであった⁽¹⁾。本稿は、その続編にあ

たるものである。

一八七三（明治六）年に来日、米国聖公会の初期東京伝道の宣教師として、また立教学校草創期の教員として活躍し、さらに、立教女学校を創立したブランシエーが、米国聖公会内外伝道協会外国委員会から、宣教師を解任されたのは、八四（明治一七）年である⁽²⁾。

そのブランシエーが解任されたおなじ八四年に来日した米国聖公会遣日宣教師ヘンリー・D・ペイジも、一四年度の九八（明治三一）年に、米国聖公会内外伝道協会理事会（一八七七年に発足、八五年より国内委員会と外国委員会を統廃合した伝道実務機関）から、おなじよう

に宣教師を解任された。

立教学校での教員歴のほかに、このふたりに共通するのは、プランシエーが超教派の日本語翻訳事業に参加し、後述するようにペイジも日本語自著を検討するなど、いずれも、日本語が堪能で、日本文化にも関心が深い、異文化理解に優れた宣教師として、日本人のあいだで人気がたかかった、ということである。

異教国で異言語を自在に操るこのふたりは、本国から異端嫌疑をかけられてもなお、任地の管轄権をもつ日本伝道主教 C・M・ウィリアムズや後任のジョン・マキムから、ともに優秀な宣教師として信頼されつづけたように、海外伝道においてはもつとも必要とされた第一級の人物であった。

だが、そうした現地のニーズは、ふたりの解任事例がしめすように、母教会伝道機関からは理解されなかった。母教会は宣教師の異文化理解における秀逸性を評価するよりも、異端嫌疑の対象となった宣教師の信仰内容に拘泥したのである。そして、そのこだわりは、海外任地における宣教師解任権をもつ海外伝道主教の意向に反し、その管轄権を侵害するような伝道母機関による違法解任決議までをも登場させることになる。

本稿は、海外宣教師と母教会伝道実務機関の異文化認識の異相に留意しつつ、宣教組織内の統制―逸脱構造の

実態を、あらためて照射することで、近代における正統と異端の相関関係における正統性のみえざる流動化現象を、ペイジの解任事例において考察しようとするものである。

一 伝道活動概観

(一) 東京での教育事業

1 遣日宣教師任命と来日

米国聖公会ヴァージニア教区の聖職ヘンリー・D・ペイジは、ヴァージニア州カルペッパ―発信の一八八四(明治一七)年一月一日付書簡で遣清・遣日宣教師へ志願⁽¹⁾、外国委員会から三月一日に東京勤務の遣日宣教師に任命されている⁽²⁾。その約一週間後の三月一九日、妻子同伴で郷里を発ったペイジは⁽³⁾、シカゴ経由で⁽⁴⁾サンフランシスコに到達⁽⁵⁾、四月二六日にアラビック号で同地を出航し⁽⁶⁾、五月一八日には横浜に入港⁽⁷⁾、翌日東京の築地居留地二六番の宣教師館で荷を解いた⁽⁸⁾。

2 立教での教育活動と日本語習得

ペイジは東京在住 C M S 宣教師 H・J・フォスの招待で英国教会系の礼拝堂で説教し、立教学校で聖書を教え

ながら、来日一週間後の五月二五日には日本人教師について日本語の定期学習を開始¹¹⁾、その一年後の米国聖公会伝道機関誌『スピリット・オブ・ミッションズ』（以下、S Mと略記）八五（明治一八）年五月号には、日本語上達に自信をほめかすペイジの書簡が掲載されている¹²⁾。また、同年六月号のS Mによると、ペイジが立教で数学を教えていたことがわかる¹³⁾。

3 慶應義塾での教育活動と学内「宗教戦争」

そして、ペイジは八五年一〇月七日から慶應義塾に「英語学教師」として雇用されることになった¹⁴⁾。それに先立つ同年二月には、元CMS宣教師デニングの後任英語教員として英国教会福音宣教師協会（Society for the Propagation of the Gospel；以下S P Gと略記）宣教師アーサー・ロイドが慶應義塾に来塾している¹⁵⁾。『慶應義塾百年史 中巻（前）』によると、ペイジの慶應からの退任時期は翌八六（明治一九）年二月二十八日となっているが¹⁶⁾、ペイジ自身の米国聖公会伝道母機関への報告によれば、慶應義塾でペイジが退任とされている時期以降も、ペイジは慶應義塾でつぎのような教育活動をしている。

ペイジの報告では、八六年初夏には、慶應義塾社頭か

ら一〇—一六歳の低学年層にキリスト教を教える認可を得た¹⁷⁾。その後まもなくペイジは慶應義塾で週二時間キリスト教哲学を担当することになり、講義時間に講義室でキリスト教礼拝をおこなったり、説教やキリスト教の教えにかんして学生らと自由に会話する権利なども認められ、さらにボランティアで英語を教える許可を社頭から得ると、道徳哲学の講義後に聖書講義をおこなうようになった。その授業には四三人が登録、二〇—三五人が出席していた¹⁸⁾、という。

ところで、アーサー・ロイドの八六年三月一六日付S P G宛書簡によれば、ロイドが同年四月から慶應義塾の英語教育のすべてを統轄すること、また安い給与で働く教員三人を連れてくれば、キリスト教を好きなように自由に教えてよい、と慶應義塾社頭の福沢諭吉が語ったと報告している¹⁹⁾。このときロイドは、半年前の八五（明治一八）年秋にペイジと同日に英語学教師として慶應義塾に雇用されていた米国メソジスト監督教会宣教師W・C・キチンとの間で展開されていた、慶應義塾学内での聖公会とメソジストによる「小さな宗教戦争」に勝利したと推測されている²⁰⁾。その学内「宗教戦争」を裏づけるかのように、ロイドは、八五年一二月三一日付S P G宛書簡でつぎのように報告している。

私は、ケイオーギジクの仕事に大変不安を感じている

のです。メソジストたちが、そこに足場を得ようとしているからです。(中略)しかし、すでに大きな助けを得たと申し上げられるのは喜びです。米国聖公会のペイジが、私を助けてくれるのです。彼は、今や、私の変わらぬ仲間です。将来、われわれは、米国と英国の違いを注意深く除きながら、たくさんのことをいっしよに成し遂げることができよう²¹⁾。

ペイジはこのように、ロイドが慶應義塾学内「宗教戦争」に勝利することに貢献したのであり、また、その後も慶應義塾学内で協力しつづけていたのである。

既述したように、慶應サイドでは、ペイジを八六(明治一九)年二月末で退任としているものの、同年四月からおなじ聖公会宣教師であるロイドによる慶應義塾学内での英語教育の統轄と学内キリスト教育の認可という環境²²⁾のなか、ペイジは教員資格としては専任か嘱託かは不明であるが、すくなくともロイドの後援のもと、八六年初夏以降においても、慶應義塾でのキリスト教教育や礼拝、説教や聖書講義などにたずさわっていた。

こうしたロイドとペイジの親密な関係は、のちに意外な次元で運動していく。

このように、ペイジは最初の二年あまり、立教や慶應での教育事業に従事しながら、日本語習得に専心したのであった。

4 福沢家と英国教会SPG宣教師の関係

福沢とSPG宣教師アレキサンダー・ショーとの個人的な関係とならんで、こうした初期慶應義塾学内におけるロイドを中心とした聖公会(英国教会)の宗教上の影響力こそは、福沢論吉自身が英国教会第二代在日主教ビカステスから「キリスト教を文明と道德の進歩のための道具とみなしている」と評されながらも²³⁾、またじつさいに、大学部設置にあたり、福沢が米国ユニテリアン宣教師に大学部統轄権を提供して、ロイドおよび聖公会の学内影響力を弱体化させながらも(福沢の慶應義塾とSPGとの関係は、その後もビカステス率いるユニヴァーシティ・ミッションをとおして継続されてはいく)、後世にいたるまで、福沢家に聖公会信徒を輩出する系譜をもたらしただ基因のひとつといえるであろう。

福沢の長男・一太郎と次男・捨次郎は、キリスト教への関心をつよめて、教会の礼拝に出席し、三女・俊と四女・滝、および孫の清岡瑛一(慶應義塾大学名誉教授)は、日本聖公会東京聖アンデレ教会の信徒である²⁴⁾。キリスト教徒が多い孫の代には、信徒(修道女をふくめて)がみられ、なかには日本聖公会の司祭さえ生まれている²⁵⁾。

(二) 大阪地方巡回伝道

1 大阪転任

八六年一月八日になると、ペイジは日本伝道主教ウィリアムズの指示で大阪に転任した、と本国に報告している⁸⁶。転任理由は、同年六月二十七日に休暇帰国したT・S・テイニングの紀州伝道を後継するためであったが、翌八七(明治二〇)年四月二十五日に休暇帰国したジョン・マキムの大和伝道も後継することになった。

このため、テイニングとマキムが数年間に開拓した結果、当初アメリカン・ボードとの教勢比が一〇分の一であった米英聖公会の受洗者が、ボード五〇〇人にたいして三〇〇人(長老教会一〇〇人)にまで増幅し⁸⁷、他派にまさる成果をおさめていた紀州から大和という広大な近畿圏地方伝道事業を、ペイジはかれらが帰任するまで単独で管轄することになったのである。

2 地方伝道基盤の拡張

大阪赴任期間にペイジはこの地方伝道を維持しただけでなく、日本人信徒を喚起させることで、大阪市内の主要三教会で五〇人の受洗者と六三人の堅信者を輩出、和歌山で一三人、奈良で三一人の堅信にみちびき、八八年

一月に報告された堅信者数は総計一〇七人にまで達し⁸⁸、福井県の小浜にまで新拠点を拡張する⁸⁹など、旺盛な伝道意欲をみせた。その結果、八八(明治二一)年六月末の年報によると、紀州・大和地方伝道において日曜定期礼拝と平日定期礼拝がひらかれている拠点は合計九か所、頻繁な訪問拠点が一六か所にまでなっている。

これは、ペイジの功績であると日本伝道主教ウィリアムズが絶賛する⁹⁰ほどの勇躍であった。大阪帰任直後のマキムは、日本人から敬愛され、八八年一月に東京に帰任することになったペイジとの別離を、日本人信徒がとても残念に思っていることを本国に報告したほどである⁹¹。

(三) 語学力と厚い信望

1 日本語学習の研鑽

ペイジの伝道成果の背後には、かれの語学習得への意欲的なとりくみがあった。八六(明治一九)年一月二〇日の書簡で、ペイジは、かれの日本語著作がまだ語学力のてんで未熟なため、日本語習得がペイジの二次的課題となるまで、すくなくともあと三年は日本語学習が必要との認識をしめし、今、語学研究を省くことは可能であるが、今後の事業においてそれはおおきな足かせになると痛感しており、現在は、漢字習得にちからを注いで

いると送信したほどである⁸³⁾。

2 日本聖公会・米国ミッジョン・大阪地方会の統率

ペイジへの信望の厚さは、主教や宣教師にもおよんでいた。八七(明治二〇)年に聖公会系米英伝道協会三派が後援して創立された日本聖公会の常置委員(聖職・信徒各五人を総会で選挙。そのうち聖職二人のみは、米英主教がそれぞれ米英宣教師のなから一名ずつ指名)に、ペイジは指名されている。

米国聖公会初代日本伝道主教ウィリアムズが八九(明治二二)年に辞任してから後継者のマキムが九三(明治二六)年に着任するまでの四年あまり、在日米国聖公会ミッジョンは主教空位期間となるが、これは、四人の被選主教にすべて辞退されるまで、米国聖公会総会が本国の聖職から第二代日本伝道主教を選出することに固執したからである。そのあいだ、ペイジは断続的に日本ミッジョンの常置委員長として管理業務をこなしている。

在日宣教師であったマキムは、九〇(明治二三)年二月二日の段階で、もし主教が任地の日本から選ばれるのなら、ペイジが適任であると本国に進言したほどであった⁸⁴⁾。九四(明治二七)年の大阪地方会は、ペイジにアーチディーコン(大執事)の称号を授けている⁸⁵⁾。

これは米国聖公会の日本ミッジョン(在日宣教師たちはアメリカン・チャーチ・ミッジョンと呼称)や、日本聖公会という日本人教会のなかで、外国人宣教師の同僚からも、日本人信徒からも、信頼され、敬愛された指導者だったのである。

二 アーヴィング派(公同使徒教会)への傾倒

(一) エドワード・アーヴィング

1 スコットランド長老教会牧師

公同使徒教会(Catholic Apostolic Church)または当時アーヴィング派と通称されていた運動の創始者は、エドワード・アーヴィング(一七九二—一八三四年)である。かれはエディンバラ大学に学んだあと、一八一五(文化二二)年にスコットランド長老教会で説教する資格を得て、一八二二(文政五)年同派のロンドンのカレドニアン教会の牧師となった。そこでのかれの雄弁かつ神秘的な、ちからづよい説教は、大会衆を魅了し、二七年にはレジェンド・スクエアに新教会を創設した⁸⁶⁾。

2 終末予言と再臨信仰への傾倒

スペイン人イエズス会士・ラクンザの著書『栄光と威

敵のメシア再臨』の英訳（一八一六年）に影響をうけた
アーヴィングは、一八二七（文政一〇）年にみずからの
序文をつけて同書を再刊するなど、英語圏での再臨運動
に感化をおよぼしていく。一八二〇年代にアーヴィング
は、終末思想論者ジェームズ・H・フリアー、ヘン
リー・ドラモンドからも影響をうけ、『パビロンと不信
仰の運命』（一八二六年）という著書では、一八六四
（元治元）年のキリスト再臨を予言。また、ドラモンド
の預言誌『嘆きの塔』の定期寄稿者（一八二九―三三年）
にもなり、千年王国、終末予言、再臨というかれの基本
路線を鮮明にしていた⁸³⁾。

(二) 除名・解任・破門

1 キリストの人性

ところが、ロンドンの長老会は、アーヴィングの著書
『開かれた受肉の教理』（一八二八年）や『主の人性に関
する正統的・公同的教理』（一八三〇年）が、キリスト
の人性の罪を教えているとして、アーヴィングを異端と
して除名した。かれは、キリストは人間の弱さと虚弱な
性質を分かちながらも、聖霊への信頼はキリストを
罪のない状態に保った、と論議して、除名処分を拒絶し、
長老会の権威を認めようとしなかった⁸⁴⁾。

2 使徒時代の「賜物」の流出

アーヴィングはまた使徒時代の「賜物」の連続性を信
じ、その流出を祈るよう、かれの会衆にもとめた。三一
（天保二）年の秋にかれが司牧するレジェンド・スクエ
アで、弁舌の賜物、信仰治癒、予言幻影が起こると⁸⁵⁾、
そのかれの教会は、多数の批判者の目には、精神病院の
ように映った⁸⁶⁾、という。かれは翌三一（天保三）年に、
教会から解任され、三三（天保四）年にはスコットラン
ド長老会からも破門された⁸⁷⁾。

(三) 公同使徒教会創立

1 教会職制上の「使徒」

それ以来、アーヴィングは巡回宣教師になりながら、
ロンドンのかれの数百人の会衆とともに公同使徒教会を
創設した。

この教会は、サクラメントをとおして典礼要素を重視
し、終末思想を強調して主の再臨を待望し、聖霊の現在
的御業（みわざ）としての「賜物」を主張する新しい教
会として、使徒、預言者、天使（司教）、長老（牧師）、
執事（伝道者）という職制をしいた⁸⁸⁾。

アーヴィングは、信仰がじゅうぶんであれば、使徒時

代の「賜物」がふたたび回復されると確信し、その「賜物」がじぶんにあたえられていることは主張しなかつたが、その望みは他のひとびとのなかに実現する、と信ずるようになり、六人の使徒たちが会衆のなかの預言者たちによって指名された⁽⁴⁷⁾。

使徒は、教皇、諸国の王、大司教、全教会指導者に、神の国は近い、かれらが生きているうちに再臨が起こるだろう、と説教することになっていた。使徒はひとりひとり別の地域を指定されて、そこから一万二〇〇〇人の改宗者を募り、終末のときまでに総計一四万四〇〇〇人にしておくことをさだめられた⁽⁴⁸⁾。

2 超教派的志向組織

この教会の典礼は、精緻に練りあげた儀式と、ロマ・カトリック教会、東方正教会、英国教会の資料から抜粋されていて、独立の組織として発足したが、教派（セクト）的ではなく、教会の教理はおもに正統的、党派や分裂をこえ、洗礼をうけたキリスト者すべてに開放されていた⁽⁴⁹⁾。

アーヴィング自身はこの教会で執事に按手されたが、かれ自身はみずからの指導的役割を考慮していなかつたようである⁽⁵⁰⁾。アーヴィングは一八三四（天保五）年に四二歳で死去するが、生前にこの教会は異言の「賜物」

をうけないアーヴィングを「天使」あるいは司教とさだめた⁽⁵¹⁾。

公同使徒教会は、かれの死後の翌年に二人となり聖霊の器とみなされた「使徒」を中心として、発展していった⁽⁵²⁾。

3 諸教派内刷新運動

再臨の予言は、一八三五（天保六）、三八（天保九）、四二（天保一三）、五五（安政二）、六六（慶応二）、七七（明治一〇）年と告知されたが、期待が裏切られると、深刻な分裂がもたらされた。一九〇一（明治三四）年になると、最後の「使徒」が他界する⁽⁵³⁾が、その後も、既存の諸教会に対立するというより、諸教会内での刷新運動として、アメリカやドイツに拡散した⁽⁵⁴⁾。

一九三〇（昭和五）年には、なお数千人の信徒が西欧全体で分布しており、一九七六（昭和五一）年にも小集団になったが存続している⁽⁵⁵⁾。

（四）日本での知名度

1 「使徒」（「アポストリック」）の連想

米英聖公会三伝道協会の後援で一八八七（明治二〇）年に日本聖公会が成立する前年、その新教会名称の草案

として、イギリス側が提示した使徒公会（アポストロリク・チャーチ）に、ウイリアムズは個人メモのなかで「アーヴィング派？」と記しており⁶¹、当時「使徒」ということはアーヴィング派を即座に連想させたほど、その知名度は在日宣教師にも浸透していた。

2 ペイジのアーヴィング派への傾倒

日本伝道主教ウイリアムズは八八（明治二一）年三月一三日の本国宛書簡で、ペイジはもはや罪がなく、誘惑や邪悪の可能性をこえた状態に到達したといわれていることを、かれ自身が書いて米国聖公会伝道機関誌SMに送信したことを伝え、この誤解を招きやすい奇妙な見解について、しばらく沈黙することを望んでいたが、ペイジはやく印刷することを主張していると記して、おおきな悲しみと深い失望を表明⁶²。同年九月ころのウイリアムズの私的書簡では、ペイジが優秀で第一級の宣教師であるにもかかわらず、SPG在日宣教師ひとりと信徒宣教師ひとりをおしてアーヴィング派の書籍をペイジが読んでいることを指摘、かれの「奇妙な見解」がアーヴィング派と通称されていた運動の影響であったことを本国に報告している。

SPG宣教師は、慶應義塾の教員時代に交友のあった既述のアーサー・ロイドと推量される。

(五) ペイジへの影響

1 ウイリアムズの憂慮と対策

ウイリアムズによると、ペイジは、じぶん自身はアーヴィング派ではないが、それがどれほど真理であるかを探るべきだと考えていることを、ウイリアムズに伝えているとして、もしペイジがアーヴィング派を正当と決めて、その種の書籍以外にも読まなくなれば、かれが米国聖公会の聖職を断念してミッシェンを去ることになっても、アーヴィング派に参加することをためらわないであろう、とウイリアムズは懸念した。

そのため、ウイリアムズとしては、早急にペイジとの会話からかれの見解を引き出し、かれと論じ合う機会をつくって、アーヴィング派の書籍の矯正手段となるような書籍を、かれにもたせるよう、理事会総幹事ウイリアム・S・ラングフォードに依頼し、ペイジがアーヴィングの著書を読むことをあきらめることを願っている⁶³。

2 ペイジの沈黙

こうしたウイリアムズの対策と願いが功を奏してか、ウイリアムズののこり一年の主教在任時代に、ペイジがこの主義の信奉を公言し、その運動拡張をこころみるこ

とは、ひかえたようである。

また、ページ自身が、ウイリアムズの現任主教辞任後の主教空位期間を、日本ミツシヨンの常置委員長として、その管理業務の代行に忙殺されていたこともあってか、この問題はしばらく沈静化した。

三 ページの辞任撤回

(一) ページの辞任意向とマキムの対応

1 アーヴィング主義の沈黙要請と辞任意向

一八九三(明治二六)年に米国聖公会第二代日本伝道主教(江戸伝道主教から東京伝道主教へ改称)に着任したジョン・マキムは、その四年後の九七(明治三〇)年秋、在日一四年となり二度目の帰国休養の資格を得て滞米していたページについて、かれがアーヴィング主義の問題にかんして、唇を封印することに同意しなければ、日本帰任は薦められないとの意向をしめした⁵⁰。

在日宣教師J・C・アンブラーもページとおなじ問題に問われたため、アンブラーは緊急辞任意望を提出し、九七年一月九日の理事会会議で推薦事項として採択されていた⁵¹。ページも、日本帰任は完全な沈黙の誓約次

第であるとのマキムの言明をかなり厳しい措置とうけとめ、早期に辞任する意向をかためた。それは九八(明治三二)年一月一日の理事会臨時会議でも報告された⁵²。

2 マキムのページへの日本帰任意請

しかし、マキムは九八年一月一八日付書簡をページに送信し、ページに夏までに日本に帰任し京都を管理するようもとめた⁵³。京都在住宣教師A・D・グリーンが診断書にもとづいてドイツへ帰国するときに、マキムは「ページ戻れ」の電報をニューヨークに打つと述べて、ページの休暇を短縮させることを詫びながら、ページに帰任をうながしたのである。

(二) ページのマキム宛声明

他方、ページは同年一月二八日付でページの教会的立場の声明というつぎの文書をマキムに送付し、アーヴィング主義宣布自製の確信をマキムにあたえたと、理事会幹事補ジョシユア・キンパー宛の九八年二月七日の私信で伝えた⁵⁴。

一定の霊的な運動は教会全般に存在するものであり、それは主の再臨の道にそなえるために、使徒をおこして派遣することにおいて主張されている。ペ

イジの帰属する米國聖公會は、この想定される使徒派遣には注目しておらず、認可も非難もせず、ただ無視するだけで、公式の判断をしめていないため、問題とされているその運動の性質を判断するため、ペイジはみずからの認識を行使することを余儀なくされている。ペイジはいわゆる使徒といわれている者を、眞の使徒と判断しているが、ペイジ自身はこの使徒たちと公式になんの関係もなく、かれらから職制を得てもおらず、服従するいかなる誓いもしない。使徒たちは主教とペイジの関係をすこしも妨害せず、使徒たちからどのような指示にも拘束されないと自覚をもつて、ペイジは現在の立場の義務から解かれてゐる。使徒たちは教會に、使徒が現存する事實を知らせることをもとめて、ペイジが福音伝道者になることを望んでいるわけでもない。ペイジも米國聖公會の教理、規則、礼拝に反するどのようなものも保持しておらず、この教會がうけたものとおなじ眞理を宣べ伝えたいという望み以上のものはなにもない。たとえ使徒が現存する事實にかなる私的な會話においてさえ、すべてのころみは慎むことを言明する。問われているのは、米國聖公會がなんの見解もしめしていない運動を判断することにおいて、ペイジは法的自由の境界をこえている

のかどうか、教會が否定していない事實をペイジが告白することは、かれの聖職位の行使を禁じることになるのかどうか、公同的な包括性を誇る教會において、ペイジのための適正な空間や仕事の場所はないのか、という問題である⁵⁹⁾。

(三) 理事会幹事補と理事会内中国・日本常置委員會議長の交信

1 理事会幹事補キンバーの母教會内の相談相手

ペイジによるマキム宛声明文の複写を、私信とともにペイジから送信された理事会幹事補ジョシユア・キンバーは、理事会総幹事不在（前任のラングフォードが逝去した一八九七年夏から新任としてアーサー・セルドロ・ロイドが選出される九九年秋まで空席）のため、理事会内中国・日本常置委員會議長のニュージャーシー教區主教スカポローに、ペイジとの交信書簡を転送し、その判断をおいだ。

2 中国・日本常置委員會議長の個人的見解

これにたいし、スカポロー主教は、中国・日本委員會

のメンバーとしての発言ではないことわりつつも、極端にっていないとの理由で、マキムがペイジに日本帰任資格を認めたことに驚きを表明する。そして、四〇年以上まえの一八五五年にアーヴィング派聖職ダベンポートが初代西ニューヨーク主教デランシーによって解任された前例を指摘して、アンブラーもペイジもアーヴィング主義をこころから放棄しないかぎり、かれらの日本帰任を推薦しないとの個人的な考えを、一八九八年二月一日付でキンバーに伝えた⁸⁰⁾。

3 理事会の意向を暗示させるキンバーのペイジ宛返信

その翌日、キンバーはこのスカボロー主教の個人的見解を「ペイジがアーヴィング主義を放棄しないかぎり、ペイジの日本帰任に理事会が同意するとはわたしには思えない」と、理事会の意向をうかがわせるような表現で、ペイジに送信している⁸¹⁾。

しかし、これはあくまで内密扱いの私信であった。理事会の公式な立場としては、一八九八年二月五日の書簡で、ペイジがみずから休暇終了ちかくに辞表を提出する予定を宣言していること、そしてそれはマキムに通知されたことが、九八年二月八日の理事会会議で報告されただけであった。

(四) キンバーとペイジの「辞任予定」撤回をめぐる交信

1 二月二八日付書簡におけるペイジの反論と辞任撤回

一八九八年二月二八日のキンバー宛書簡で、ペイジはマキムがペイジを召集する電報を打電してきた⁸²⁾ことを伝えたくえで、ペイジの帰任を必要とするこの主教にしたがう意図があるとして、以前の辞任予定の通告を延期する必要があるとの認識をしめすことになった。

さらに、スカボロー主教の個人的見解をふまえて送信してきた九八年二月一日付のキンバー書簡のつぎの二点にかんして、反論をこころみている。

ひとつは、デランシー主教によるダベンポートの解任を、アーヴィング主義が誤りで信用できないことを教会が宣言した前例としてしていることである。ペイジは、デランシー主教の行為については、米国聖公会のもっとも著名な法規学者のひとり⁸³⁾が違法で独裁的と描写しており、そうした行為は事例の判断材料にはならず、他の主教に同様の行為をとらせる拘束力はない、と指摘した。

もうひとつは、マキムの帰任命令にもかかわらず、

米国聖公会が公式にまだ認めていない使徒の復活とその働きをペイジが認めている事実にもとづき、理事会がペイジの帰任を認めない場合にかんしてである。これについては、ペイジの信奉するこうした信仰が、教会の立場や権利を損なうことがないことを確信してもらうため、以前から米国聖公会総裁主教ジョン・ウィリアムズとのあいだでペイジが交信し、日本伝道主教空位期間にその短期限定管轄特使として来日したウィリアム・ホバート・ヘア主教によって、その交信部分が主教会で読まれて、ペイジの事例は伝道主教任命時にその主教の裁量に任されることがそこで決定されていること。ヘアはペイジの教会的立場を調査したが、なにも問題ないとしたこと、そして現在の日本（東京）伝道主教マキムも、ペイジの帰任を望んでいることなどを指摘して、ペイジの日本帰任意向をキンバーに伝えた。⁶³

2 三月四日付キンバー宛ペイジ書簡

これに返信するキンバーの九八年三月三日付書簡をペイジが受信する直前の三月四日、ペイジはさらにキンバーにつきのように送信した。

主教会の決議にしたがえば、また、これまでヘア主教や理事会がとってきた方法にしたがえば、ペイジの個人

的信仰の問題は、ペイジとマキムとのあいだで解決されるべきものと思われる。だが、それでも理事会はペイジがこの個人的信仰を変えずに続行するかぎり、日本帰任に同意しないであろうと、二月一日のキンバー書簡や、同月一四日のキンバーとペイジの私的会談では警告されているという状況のなかで、ペイジとしては、すべてを日本伝道主教の裁量に委ねることにしたい、と主張したのである。

すなわち、もしマキムがペイジを解雇したり、ペイジが良心的に耐えられないような条件を課す場合には、ペイジは理事会になんの不平を言わずに静かに引退すること。しかし、ペイジはじぶんの立場をよくさだめた、そしてマキムが要請するすべてに譲歩する声明をマキムに提出しているので、マキムがまだペイジの日本帰任を望んでいることから、マキムとのあいだの違和感は調整されたと信じていること。もし、そうでない場合も、ペイジの辞表はかれの手にあるという理解をしめし、ペイジがマキムにたいして辞任すること、もしくはかれ自身のもとでなく働くことを、理事会が認めるかどうか、キンバーに尋ねたのであった。⁶⁴

3 三月三日付ペイジ宛キンバー書簡

ペイジの九八年二月二八日付書簡で、かれの辞任撤回

という翻意を知ったキンバーは、三月三日付書簡でこれまでの経過をつぎのようにふりかえっている。

すなわち、九八年二月七日付ワシントン発信のキンバー宛ペイジ書簡は、あきらかに私信で内密文書であつたため、その返信である二月一日付ペイジ宛キンバー書簡は、キンバー自身以外の目に触れないように投函されていること、この二月七日・一日の両書簡にかんするかぎりは、公式なものとしてとりあつかわれないこと。

したがって、二月二八日付ペイジ書簡で、何度か言及されている理事会がペイジを解任するとの見解は、ペイジの予断によるものであり、公式に理事会に提示されている問題は、二月七日付ニューヨーク発信ペイジ書簡だけであること。

この二月七日付ニューヨーク発信の書簡で、ペイジは、完全な沈黙を誓うかぎり、というマキムのごまかすを受けいれることができなかつたため、他の仕事をみつける機会を得るために必要なかれの休暇が終了するまでに、辞表を提出する目的を主教に伝えたと言及し、理事会はその通知をうけただけで、なんの動議もしないこと。それは、ペイジがペイジの辞任予定をしばらく保持していることを理事会が黙認していると解されること、理事会が唯一公式に考慮したことは、

ペイジがちかく辞表を提出する目的を宣言した、ということだけであること。

これらのことをキンバーはペイジに伝えたくて、ペイジが日本帰任をもとめることがあきらかになった現在、幹事補としてキンバーは、二月二八日付ペイジ書簡と、必要であれば二月七日付ワシントン発信のペイジ書簡とともに、日本委員会に提出することになる、と結んだ⁶⁸。

4 三月三日付キンバー書簡へのペイジの返信

三月三日付キンバー書簡を受信したペイジは、キンバーの論旨にたいして三月四日付別書簡でつきのように応答した。

キンバーの言うように、二月一日付キンバー書簡が公式のものでないことは承知しているが、それは、理事会の幹部役員として、また同様に、あきらかに教会の著名な主教の見解から由来するものとして、理事会自身を代表するほどの甚大な影響力をもつと考えられること。したがって「ペイジがアーヴィング主義を放棄しないかぎり、ペイジの日本帰任に理事会が同意するとはわたしには思えない」というキンバーの見解は、まさしく理事会の立場を代弁するものになるうが、

これはマキムの措置とはまったく相違していること。マキムはペイジが個人的信仰を放棄することを要求していないこと。

教会はペイジの事例にある問題を裁定しておらず、ペイジはマキムのもとにのこることができる、とマキムは言っており、もし理事会の立場がこうしたマキムの立場とまったくちがうとして、ペイジの日本帰任を禁じるのであれば、理事会は主教会抜きで決議をし、該当する教会問題の管轄権を取りあげ、ペイジを非難する声明とおす意図をもたなくてはならず、もしペイジとマキムのあいだで一致があろうとなかろうと、理事会が主教会抜きの決議をもってペイジの日本帰任を禁じるのであれば、ペイジはその決議まえに聴聞会の開催を要請すると言及した。

また、マキムとペイジの相違は、すでに調整されているか、正しく調整途上にあるかであるが、たとえそうであったとしても、現実ですでにペイジが任務を解かれているように、ペイジは任地に戻ることが許されないであろうと推測していることを伝えたい。二月一日付キンバー書簡が公式なものでなくとも、それはペイジにとつてはみずからの現実の状況を知るうえで合理的で正確なものであり、理事会の現実的な意図がなんであるかを正確に探るためのじゅうぶんな基礎的な理解になるもの

あることを伝えた⁶⁶⁾。

(五) 在日伝道主教マキムの対応

1 在日米英主教からペイジへの帰任要望

日本では、米国聖公会在日伝道主教（日本聖公会北東京地方部主教）マキムが九八年三月一日付ペイジ宛書簡で、ペイジの辞表は受理しないこと、そしてすぐにはなくとも、一、二年のうちにはペイジが帰任することを望んでおり、教会法上の住所を日本にのこしておくようにもとめながら、ペイジ以上に日本にキリストの魂をもたらずことにおいて重要な働きをしている者はごくわずかしかないと述べて、ペイジの帰任を迫っている⁶⁷⁾。

英国CMS派遣在日伝道主教（日本聖公会函館地方部主教）P・K・ファイソンからも、ペイジの辞任は、外国人にも日本人にも、日本にとつてはおおきな損失であり、アーヴィング主義に固執するあまり、祝福された日本宣教を断念することは誤りであるとして、日本復帰をうながす二月二八日付書簡がペイジのもとに届いた⁶⁸⁾。

2 三月二三日付キンバー宛マキム書簡

辞任予定を宣言するペイジの二月七日付書簡を受信し

たマキムは、三月二三日付キンバー宛書簡でペイジ宛書簡の一部を抜粋している。

マキムはペイジ帰任にかんする理解において、よりよい合意ができないことは残念であるとしつつも、ペイジがこの教会がもつ本質的なもの以外のことを教えないかぎり、マキムの側からペイジを切ることはないとしていることを伝え、マキムがもとめているのはペイジが個人的な見解を断念することではなく、どんなかたちでもペイジがそれらを擁護したり、公的にも私的にも、聖職としてまた個人としても、それらを定義したりすることによつて宣布しないことであり、こうした条件を前提とした日本帰任をペイジにもとめたことを、キンバーに伝えた。そして、キンバーへは、この問題を教会規則的に理事會がとりあげないようにつよく要請したのであった⁷⁶⁾。

3 ペイジの日本帰任要望

ペイジは「公同使徒教会として知られているものにかんする情報を、ペイジから公的にも私的にも探ろうとしても、だれにあたえることをも辞退する」と誓約した二月二八日付書簡⁷⁷⁾を、マキムに送信し、三月三〇日付キンバー宛書簡にこの複写を同封し、四月五日付ペイジ書簡でも、マキムとペイジのあいだの問題はこのように決着しているとの認識をしめすことで、日本帰任へのつよ

い要望を顯示しつづけた⁷⁸⁾。

4 マキムのペイジ帰任許可

ペイジから二月二八日の誓約書簡を受信したマキムは、マキムがこれをこころよく受理し、ペイジの帰任をもとめる場合は、「満足、ペイジ戻れ」という電報がニューヨークに打たれることを、ペイジに伝えている⁷⁹⁾。

さらに、マキムは四月一五日のキンバー宛書簡で、ニュージャージー教区主教スカボロー（中国・日本常置委員會議長）宛書簡を同封して、ペイジがアーヴィング主義の問題にかんする沈黙という無条件かつ率直な誓約をしている現在、理事會がペイジ帰任の途上に障害を置かないことを願う、とマキムはキンバーに送信したのであった⁸⁰⁾。

問題は、理事會がこれのように判断するからであった。

四 逆転解任決議の経緯

(一) 認められたペイジ帰任

1 一九八年四月一二日の理事會會議

一九八九年（明治三二）年三月九日付書簡でキンバーは

ページに、かれの日本帰任問題は次回の理事会会議で考慮されることになった、という三月八日の理事会会議の採択推薦事項を通知していた⁷⁴⁾が、その理事会会議は四月一二日に開催された。

会議にはこれまでのキンバー、ページ、マキムの交信書簡にくわえ、同年三月五日付の奈良在住宣教師リンゼー・パットン書簡と、三月三〇日付の京都在住宣教師A・D・グリング書簡も提出された。

2 ページ帰任をめぐる理事会の分裂と 帰任同意

そして、理事会日本常置委員会は前回の推薦事項をあらため、かれらの見解としてページの日本帰任を認めない推薦を提出したのである。

ところが、副議長に着いたペンシルヴェニア主教シツブマンは、慎重な協議後、委員会の推薦事項提案を提出して、理事会が宣教師の宗教的見解の健全性を決め、その内容を主教に押しつける権威をもつことへの疑義があり、この決定の責任は完全に主教とかれの諮問委員会にあるとして、ページは東京伝道主教のもとへ派遣されるべきこと、としたのである。

このように、この問題にかんして見解が分立したこと、票決をもって全会一致の採択とすることになった。

その結果、ページ日本帰任の賛成は一二票、反対は九票で、結局、ページ帰任を認める後者の推薦事項が採択されたのである⁷⁵⁾。こうして念願のページの日本帰任の道はひらかれた。

3 ページ帰任時期の遅延

ところが、これによると、マキムはすでにページの日本帰任の承諾をあたえているにもかかわらず、かれの諮問委員会の同意をさらに得る必要があるため、おそらく盛夏か早秋までは日本帰任の蓋然性はないとページは考えざるを得ず、九八年六月の理事会会議までにマキムの返事がニューヨークに届かなければ、夏季休暇にはいる理事会は同年九月まで再開されないことをページは憂慮した。そうなれば当然ページの帰任時期も遅延してしまう。このためページは九八年六月一日から夏季限定で米国での教会勤務をする措置をとっている⁷⁶⁾。

この事態に即応してマキムは、マキムとその諮問委員会がページの任地への復帰認可を要望するという同年五月二五日付書簡を本国へ送信し、これは同年六月一四日の理事会でも報告された⁷⁷⁾が、諮問委員会の正式な決議文書がまだ届かないことから、結局、ページの子測どおり、ページに夏前の日本帰任の機会はひらかれなかった。

ペイジ自身もまだマキムとのあいだに誤解が存在していることを確認していたため、九八年五月九日付キンバー宛書簡で、みずからの道が完全に明確になるまで、もうしばらく待つことを表明していた⁷⁸⁾。

(二) ペイジ帰任をめぐるマキム・キンバー間の交信

1 八月一〇日付マキム宛キンバー内密私信

理事会が夏季休暇中の九八年八月一〇日、幹事補キンバーはマキムに内密の私信を送信している。これはペイジの一刻もはやい帰任をもとめるマキムが、ペイジ帰任を認める決議をしながら理事会がその方向ですこしも動こうとしない現状への疑義と批判を、キンバー宛書簡のなかで言及したことへの応答であった。

それによると、マキムが、宣教師給与は主教と理事会の決定によって引かれるという第五規則を引用しながら、来年度の日本ミッション予算からペイジの給与項目を認めることを理事会が当面のあいだ拒んだことは、理事会みずから自身の規則を破ったことになるとの私見を表明したことにかんして、キンバーは、これは共通決議であり、どちらも同意しな

ければならないものと認めつつ、キンバーの考えではこれは規則が問題のすべてではないこと、総予算を主教の諮問委員会につくらせる法規のもとで理事会が決議したことであり、理事会には主教の予算項目を諾否する権利があるものと考えていること、それでも理事会は問題の項目を否認したのではなく、たんに当面のあいだ考慮を延ばしただけである、と表明したのである。

さらに、キンバーは、ペイジの帰任を妨げる目的で指をあげるつもりはない、と断りつつも、ペイジは好感のもてる人物だが、アーヴィング主義の問題にかんしては偏執狂であること、かれが日本に戻れば寄金にかんするかぎり日本ミッションにおおきな打撃になると思われることなどを指摘したうえで、ペイジが教えることを認められていないある種の特異な見解を保持していることを、日本人が知っているとの情報が日本からも舞い込んでおり、すくなくとも一名の日本人聖職がそれについて推定していることなどを挙げて、在日宣教師のひとりにこの問題で知っていることをマキムに簡明に語るよう要請したところ、かれがそうすると暗示したことを、マキムに伝えた⁷⁹⁾。この内密私信の複写はキンバーによって極秘にスカポロー主教へも転送された。

2 九月五日付キンバー宛マキム私信

これにたいしてマキムは、九八年九月五日付私信で、キンバーの内密私信を昨日受信したことを告げながら、同時にペイジからは、マキムが要求したことは受けられて、一〇月には日本へ出航する準備をしていることを伝える書簡を受信したことに言及している。

そして、さらなる考慮のためにペイジの辞表はこの状況を楽にするという微細なてんを、追加誓約としてペイジに強要することは、マキム自身にとって不誠実であると述べているから、これは、九八年五月の時点でマキムの課した条件に同意できないてんを確認していたペイジが、熟慮のすえによりやくそれに同意したあとにもかかわらず、辞表をともなうさらなる微細な追加誓約をペイジに課すよう、マキムが理事会からうながされていたことが暗示される。

この書簡でマキムは、ペイジ帰任に反対の在日宣教師は、アイザック・ドゥーマンとA・D・グリーンクの二名であること、前者はペイジに個人的な不平をもっており、ドゥーマンがペイジの神学の内容を気にかけているとはマキムは思わなかったこと、マキムは日本ミッシヨンの全聖職宣教師にペイジ帰任にかんして尋ねてみたが、前記の二名以外は全員その制約下での帰任を望み、あるも

のは無条件復帰を望んでいると述べている。

さらに、日本人にかんしては、かれらがペイジ帰任を望むことで一致していること、キンバーが言及した「日本人聖職が推定しているという事実」はなにを意味しているかわからないこと、外国人であれ日本人であれ、聖職者がこの問題でマキムらとまったく相違した見解をキンバーに提供しているとすれば、おおきな悲しみであると嘆きながら、率直にいつてアーヴィング主義色がわずかでもある日本人聖職はひとりもおらず、アーヴィング主義を知っている日本人信徒もないこと、昨年マキムはかつての理事会や主教の先駆者による試みよりもおおく、日本でアーヴィング主義者を鎮圧したことなどに言及して⁸⁶⁾、ペイジ帰任に消極的なキンバーと、その背後の理事会日本常置委員会議長スカボロー主教に婉曲に反論し、ペイジ帰任の実現への努力をもとめた。

3 九月五日付キンバー宛ペイジ書簡

一方、ペイジはキンバーに九八年九月五日付でメリーランドから書簡を送り、マキムとペイジが完全な相互理解に到達したことを「よろこびと名誉をもって」報告し、主教と理事会が指定する時期に、任地の日本へ出航する準備がととのつていることを伝えた⁸⁷⁾。

(三) ペイジ帰任を再度認めた理事会会議

1 九月二〇日開催・新年度第一回理事 会会議

こうして、一八九八年九月二〇日に、新年度第一回理事會會議が婦米中のマキム臨席のもとで開催された。會議はマキムと諮問委員會がペイジ帰任にかんする六月一六日付の日本ミッション常置委員會決議を送付したこと
に言及し、「われわれはペイジの日本帰任を主教に推薦し、一八九八・九九年度予算の第八項にペイジの給与を復活させ、かれの日本帰任に必要な他の調整をできるだけはやくすることを理事會に主張する」との決議文が報告された。

さらに、マキムの六月六、一六、一八日、七月七、一五、二一、八月二五日付書簡の受信とその概要が報告され、「われわれの手を縛らないでほしい」とのマキムのことばが最後に引用された。

これにあわせて、ペイジの八月三一日、九月五日付書簡も報告された。

2 ペイジ擁護論

ペイジの教会勤務を認めたワシントン教区主教ヘン

リー・Y・サターリーによるケンタッキー教区主教T・U・ダッドレイ（理事会総幹事に選出されたが九八年二月に辞退）宛書簡も朗読されている。サターリーは、みずからの判断においては、ペイジが日本帰任を認められない理由はなにもない、との非常につよい確信を表明しながら、米国聖公会の教理、規則、とくにペイジの按手誓約にかんして、ペイジを査問したところ、ペイジはこれらの題目にかんして、ほとんど「先進的」とよばれる見解を保持していたこと、このためサターリーは、じぶんの教区でペイジに臨時の仕事にあたえたところ、靈的で実践的であらうよく成功をもたらすはたらきをしたこと、教会人としてペイジは聖公会の原則の核心に忠実であること。そして、アーヴィング主義が無害な分派で、すでに伝道熱を喪失した死滅しつつある分派であり、現在九四歳の使徒が死亡したあとは、アーヴィング主義の危険はすべて消え去るであろうとの見解をしめして、ペイジが宣教師としての身分を保持することを支持する投票権がないため、これが朗読され、記録されることを望む、と訴えた。

3 ペイジ帰任認可の票決

論議後、採択された予算内に臨時にペイジの給与分を挿入するとの動議が提出された。このため、投票がおこ

なわれ、結果は、賛成九票、反対五票となった。

こうして、日本予算第八項への追加予算を認める決議が提出されるはこびとなり、それを支持する者の動議によって、懸案の問題は次回の理事会会議に延期された⁸⁰⁾。

このように、理事会は内部の反対派を押し切って、ペイジの帰任を事実上認めることとなったのである。

四) ペイジ解任決議をした総会会期内開催の理事会会議

1 主教会採択決議を連動させた理事会の逆転解任決議

一八九八(明治三一)年一月二日の理事会会議は、三年に一度の総会期間中におこなわれることになった。

そして突然、この会議につきの主教会採択決議が提出され、朗読された。

主教会は、アーヴィング主義者または公同使徒教会として一般に知られている団体の顕著な教理を公然と保持したり教えたりする者は、この教会のどのような宣教師であつても、任地への任命や継続をみとめない。

これをうけて、理事会は推薦第五項として、つぎの決議を採択した。

東京伝道主教の交信への応答として、理事会はヘンリー・D・ペイジと伝道協会とのこれ以上の関係を認めることはできない⁸¹⁾。

同年四月二日、九月二〇日の理事会会議において、いずれもペイジの日本帰任を認可する票決を出しながら、一月二日の理事会会議がこのように、一転してペイジにたいする逆転解任決議を採択したのである。

なぜだろうか。

2 理事会内の少数反対派巻き返し運動

最大の要因は、主教をふくむ少数反対派の巻き返しである。かれらはこれまでの経緯から、理事会内の票決ではペイジの日本帰任を阻止することができない、と認識したのであろう。そのため、この理事会が米国聖公会総会会期中に開催されることを利用し、主教会でこの決議をとせず運動を展開した。じつさいに、この決議文を主教会に提起したのは、反対派の頭目であるニュージャージー教区主教スカボロー(理事会中国・日本常置委員会議長)であった⁸²⁾。

このとき、スカボローを中核とする反対派陣営が、ペイジの実名を決議文に盛り込ませるような決定的な動議をする可能性すらあったのかもしれない、と考えると、マキムのこのときの対応も理解できる。

3 主教会決議に賛成票を投じたマキムの意図

というのも、マキムの九八年一二月二六日付東京発信書簡によると、主教会の議題にアーヴィング主義の問題を持ち出したのは、なんとマキム本人だったからである。しかも、この決議にマキム自身が賛成票を投じている。では、なぜマキムはペイジの日本帰任の実現を遠のかせるような行動にでたのだろうか。

いくつかの要因を推測することは可能であろう。ひとつは、これまでマキムは本国のだけよりも、アーヴィング者を日本で「鎮圧した」との自負があった。ただ、このとき反アーヴィング主義をマキム自身が主教会でアピールしなければならなかった理由は、マキムがあまりにペイジの日本帰任をもとめてペイジの教会的立場に配慮してきたことから、アーヴィング主義の嫌疑をかけられていたペイジを、過剰にマキムが擁護しているのではないか、との本国教会権威の印象を払拭するねらいがあったこと。

もうひとつの可能性は、マキムとしては、アーヴィング主義を「公然と保持したり教えたりする者は」というこの主教会決議文の表現であれば、すでにペイジが完全な沈黙を誓約していることから、ペイジにこれは該当せ

ず、ペイジがこの決議対象者とはならないと理解したであろうこと。

または、マキムが主教会にこの問題をこのように婉曲にもたらさなければ、おそらくこの主教会の決議文以上に、ペイジ本人にたいして、たとえば破門などの厳罰を科すような内容が動議されかねない危険性を、マキムが事前に感じとつたかもしれないこと。

このように解釈しなければ、当初から日本帰任の条件としてペイジに個人的信仰を断念することをとめず、任地の日本で完全に沈黙するという誓約のみを課し、すでにその誓約を得ているマキムが、わざわざ念を押すような決議を主教会がおすことに、なぜあえて賛成したのかを理解できない。

4 反対陣営に逆手にとられたマキムの対応

しかし、理事会内の少数反対派はこれを逆手にとつた。主教会がこのように、明確に公然とアーヴィング主義信奉者から宣教師身分を剥奪する決議をしているのであるから、以前から本国でもみずからの教会的立場を公表してきたペイジは、これに該当する者として認知すべきであり、少数反対派は理事会推薦事項として、ペイジと伝道協会との関係を切るという決議採択をもとめたのであ

る。

そして、主教会決議の威力は、マキムの子想以上に、他の理事会役員におよぼされた。ペイジ解任を表明するこの理事会決議がおつてしまったのである。

(五) マキムの驚き、疑問、怒り、抗議

1 一二月二六日付キンバー宛マキム書簡

伝道協会理事会によるペイジ解任決議をキンバーから通知されたマキムは、九八年一二月二六日付書簡で、いかにして理事会は伝道主教の同意なしに宣教師と伝道協会との関係を切ることが可能なのか、と驚きと疑問を呈した。

マキムが指摘するように、理事会規則第一八項はつきのように記されている。

どのような宣教師や教師も、その継続が主教の判断において不適当と思われる場合は、かれの任命は、理事会の同意をもって解消できる。

この理事会規則に則していえば、主教の同意なしに宣教師の任命は解消されないのであり、ここに宣教師解任権は伝道主教に帰属することが暗示されている。

マキムは、これはすべての伝道主教の正当性にかかわる問題であるとして、理事会がみずからの規則第一八項

を侵害している決議を再考するようにもとめた。そして、もし伝道主教の同意なしに任命を解消する権利を主張するならば、伝道主教は理事会が表明したペイジ否認に反対するおなじような決議をとることも可能ではないか、と述べて、この問題にかんする理事会決議はただの極論であり、非難されるべきこの決議が理事会記録から削除されることを、あえて願うと結んで、理事会の措置に怒りを込めて抗議した⁸⁾。

2 ペイジの解任決議黙従

しかし、マキムとは対照的に、ペイジは意外に冷静であった。かれはおそらく、総会会期中の主教会がアーヴィング主義にかんする決議文を採択した時点で、ペイジがアーヴィング主義にかんする完全な沈黙という誓約に同意しても、そしていかに主教をはじめとする任地の日本から、ペイジをもとめる声が本国に届こうとも、なおもかれの帰任を認めたらがない本国教会権威の認識を看破したにちがいない。

マキムとの完全な相互理解に到達し、一〇月ころに日本へ出航することをこころ待ちにしていたペイジであったが、主教会決議文を知ったためか、マキムに任地の日本からの無期限休暇を願い出ることにした。

そして、一月まえにマキムからこの同意を得ていた

ペイジは⁸⁶、理事会幹事補キンパーから、九八年一月二日の伝道協合理事会会議のペイジ解任決議を通知されると、同年一月一八日付メリーランド発信書簡において、なんの反論もせず、これを受理することに同意した⁸⁷。これにより、事実上、ペイジの宣教師解任が決定したのである。

そのうち、ペイジは公同使徒教会に参加する決意を固めたようで、一年半後の一九〇〇（明治三三）年四月四日付キンパー宛マキム書簡では、ペイジがアーヴィング派の聖職に按手されるため、渡英していることが言及されている⁸⁸。アーヴィング派の最後の「使徒」が死んだのは、その翌年の一九〇一（明治三四）年であった。

総括

相互変容しない異文化認識

母教会伝道機関が、現地が必要とする宣教師の語学能力や、現地人が評価する異文化理解度を重視しない理由は、いったいどこにあるのであろうか。

それについては、異文化経験の有無にもとづく異文化認識の位相というものが、現地と母教会の異文化理解における濃淡に反映していることを、おもな基因として挙げるができるであろう。間接的な異文化情報による

母国での異文化理解は、現地の宣教師のように異文化接触による相互変容という作用からは隔離された空間におけるものであり、母教会の伝道機関はその非接触性のおかげで海外伝道事業に関与している。そのため、自派の利害にかかわるような問題にかんしては、おおよその場合、現地とは異なる判断基準に帰結することが多い、といえる。

母教会にとっては、東洋という異文化圏への海外伝道の使命は、異文化の受容ではなく、自文化と表裏一体の宗教（キリスト教）を伝播することに、その重心があった。そして、そのキリスト教という善意は、一九世紀の海外キリスト教伝道においては、相互変容のない一方的な教派入植主義が最重要課題であり、宣教師によって異教国にもたらされる信仰内容は、その教派にとつての正統から逸脱したものであってはならなかった。解任されたふたりの宣教師は、その母教会のみえざる正統性という琴線に触れてしまったことになる。

流動する正統性―その一

では、ふたりの宣教師が解任されることになった母教会の正統性の内実とは、いかなるものだったのだろうか。ペイジの場合、八八（明治二一）年当初、じぶん自身はもはや罪がなく、また邪悪や誘惑の可能性をこえた状

態に達したと自己認識し、それを公表しようとしていたことは、人間の原罪を根本教理とするキリスト教にとつては、正統性から逸脱した方向に向かつていた、といえる。ただ、このペイジの罪悪観は、一〇年後の九八年の時点では強調されなくなっていく。とはいうものの、エドワード・アーヴィングが長老会から異端として除名されたのも、かれの著作がキリストの人性の罪を教えているとされたからである。つまり、アーヴィングとペイジの罪悪観は、ともに、キリスト教における人間の原罪とキリストによる贖罪という、根本的な救済理解からは逸れていたのである。

このようなふたりの救済論がすでに異端路線にある、ということとは、過去におなじような信仰や思想が異端とされてきたことを意味している。キリストの人性を説いたアリウス派が異端とされたことを契機にして、キリストの神性と三位一体の教義は、四世紀には確立されていた。つまり、正統の基準が存在していたわけである。ところが、教派を超えたエキュメニカルな存在を自称していた公同使徒教会（組織化されたアーヴィング派）における終末思想の強調とその予言は、キリストの再臨思想の偏重であり、極端な誇張は憂慮の対象となったかもしれないが、異端と断罪されるほどのものではなかった。

おなじく、聖霊の御業を体現するという使徒の教会職制における制定も、これまで既存の教派が教会職制において提示してこなかったもので、正統か異端かはまだ決していない問題であった。ペイジが母教会に提起したのは、この最後の問題であった。

ペイジが九八（明治三一）年一月二八日の書簡でマキムに表明した、みずからの教會的立場の声明という文書で、かれが問うたのは、既存の教會的に障害のないという、この使徒職の問題の諾否を、帰属教派がどう判断するかであった。つまり、それが正統路線にあるのか、もしくは異端制度になるのか、という認識と判断を、米國聖公會内外伝道協會理事会は、このときペイジからもとめられたのである。

そして、当初、理事会では、ペイジの日本婦任を理事會役員の票決で二度も認めていたように、それは正統性に抵触していないとの判断であった。それが最後の票決で逆転解任決議へと反転したのである。このとき正統性の基針は、左右にはげしく揺れ動いたことになる。

流動する正統性―その二―

前号掲載の拙論であつかった、ブランシェーの提示した近代医学治療を拒否する信仰治愈の事例にかんしては、往時の母國アメリカだけでなく、ヴィクトリア朝イ

ギリスにも起きていた問題であり、信仰治療は、医学の分野でも、名医か古い師か、という論争まで巻き起こしている⁸⁸。後者の可能性をもつ信仰治療を、当代の体制教会としては「異端」あつかいすることに躊躇はなかったようだが、それにもまして、ダーウィンの『進化論』が登場していた一九世紀後半においては、科学の進展にともなう近代知との闘いに苦戦する伝統的キリスト教の伝道のない手サイドが、西洋文明と近代化を御旗に掲げた「開化」に逆行するような印象をあたえる信仰治療を認めることはできなかった、ことも理解できる。

注目すべきは、同時期の信仰治療を信奉する本国同派関係者は、なにも罪責に問われることなく、伝道母親関がブランシエーを除名や破門や追放ではなく、宣教師を解任したにとどまったことである。信仰治療を信奉する聖職は、本国アメリカでは黙認されたが、その信仰と信奉者は、海外伝道地の日本にあつては「異端」と「異端者」あつかいとなつたのである。これは、正統性の基針が空間によつて流動化した事例である。

抑制される伝道主教の権限

ブランシエーは宣教師解任後も、本国で学位を受けた高名な神学者として評価され、教会を司牧する聖職生活を全うし、アーヴィング主義嫌疑の問題で宣教師を解任

されたベイジも、除名や破門や追放ではなかった。ふたりとも厳密に「異端」ということばで母教会から断罪されたわけではなかった。それでも、このふたりの宣教師が保持する信仰や主義が、教派の正統性に抵触する可能性を極度に忌避し、それが破門にまでいたらない内容であつたとしても、中世カトリック教会の異端裁判のように、自派にとつての異説を、被疑宣教師が完全に破棄できるかどうかが、宣教師の解任か留任かを分ける判断基準として、本国の伝道機関からは、もとめられた。

これにたいして、海外任地の管轄権者である伝道主教は異なる判断をしめた。伝道主教は、母教会の最高權威機関である総会によつて派遣される母国の総会代任者である一方、遣日宣教師と日本人教会という現地を代表して管轄する主教でもあるという、アンヴィヴァレントな存在であつた。つまり、双方の代弁者という立場である。

日本伝道主教であるウイリアムズとマキムは、ブランシエーとベイジの被疑宣教師の個人的信仰の自由と保持をそれぞれ認めたうえで、ミッシヨンに障害をもたらさないために、任地では完全に沈黙する、との誓約のみでかれらの帰任を認めたのである。そのうえで、母教会伝道機関へは、異言語理解に優れるかれらを必要とする現地日本からの要望を唱えつづけた。

しかも、このとき日清・日露戦争のちようど戦間期にあった日本では、翌九九（明治三二）年からは外国人居留地が撤廃されることが決まっていた、日本の内地への制限のない地方伝道が可能になるという時期を迎えようとしていた。地方伝道の経験もゆたかにあり、日本語も堪能なペイジは、まさに「第一級の宣教師」として、当代日本の伝道主教マキムからもっとも期待されていた人物であった。

そのため、手続きとして任地を管轄する海外伝道主教による解任要請（理事会規則第一八条）をとまわらない強引な解任決議をして、一方的に異端嫌疑の宣教師との関係を解消していく、本国伝道機関の高圧的かつ違法行為ともとれる教会行政に、伝道主教のマキムがつよく異議を唱えたのはもっともなことであった。

他方、一宣教師でもある海外伝道主教が、個人の信仰領域を名目に正統教義の包括的理解の拡張を試みるような異端嫌疑の宣教師の立場にも共感をしめすという違和感を、母教会伝道機関がもったとしたら、海外伝道主教は任地で正統教義を護持する教会權威の代任者として信頼されつつも、母教会からは、異文化圏伝道のためには教義逸脱を認容しかねない警戒すべき存在とも感応されたかもしれない。とすれば、認められているはずの伝道主教の権限が、この種の統制問題では、抑制されるとい

うことは、暗黙の規定路線であったとも推測できる。

異端嫌疑と宣教師の先進性

では、なぜ、異教国で優れた異文化理解を發揮した宣教師が、母国から異端の嫌疑をかけられるような信仰を信奉していくことになったのであろうか。

宣教師による異文化理解が、異質性、新奇性なものへの共感にささえられていると考慮するならば、異文化・自文化にかかわらず、それがみずからの認知領域の拡張や革新をもたらすような先進性、新進性への関心に連動していくことは、想定され得る。

ブランシェーやペイジが、帰属教派がまだ正統とも異端とも断じていない信仰や主義について関心をもったことも、そうした関連があったものと思われる。

だが、このとき、母教会は、海外宣教師の先進性がもたらした正統と異端の相関関係における問題にかんしては、教会法規の遵守やその解釈ではなく、教会共同体における秩序維持のための伝統的な平衡感覚を想起すること、かれらに対応した。

前号で指摘したように、キリスト教では、正統と異端を判別するための明確な基準が当初から設定されていたわけではなかった。正統とも異端ともさだめられていない新説や異説が登場したとき、教会は救済機関としての

共同体秩序の維持を最優先するという判断をもって、はじめにそれらを異端と断罪してきた⁹⁰⁾。つまり、信仰治療やアーヴィング主義が、異端と指定されていない信仰や主義であったとしても、それが、かならずしも異端あつかいにはならない、という保証はないのである。

論理の止揚による教会秩序の維持

キリスト教の歴史において、異端が論理的探求に固執し、正統はそれを止揚する、という傾向にあることは、思想家によっても認証されている。異端とされたグノーシス主義は、救済について、信仰でなく知識による個人の霊的認識力を重んじたが、正統派は、個人の信仰を教会制度への服従という共同体の関係性において保証した。異端とされたアリウス派は、神秘を排除し、信仰より理性を尊重し、教義を合理化することで、三位一体を論理的に否定したが、正統派アタナシウスは、神にかんする真理は、理性のみでは証明できない⁹¹⁾として、論理的探求を止揚し、救済者を必要とする大衆心理を満たす三位一体論によって、救済機関としての教会秩序の維持を先行させた⁹²⁾。

平衡感覚による正統の流動性

父と子と聖霊の三位一体が、どこかすこしでも破綻す

れば、教会は、父なる神との連続性を失って、人間イエスを教祖とする世俗集団となるか、だれかが勝手に「神」あるいは「神とイエス」に自己を同一化することを許すか、教会に宿る「霊」が「聖霊」である保証を失って、呪術的精霊との区別ができなくなる⁹³⁾ことによって、現世超越的宗教としての「受肉性」を喪失するであろう。正統と異端の問題は、この「受肉性」がはらむ、一方で「肉」そのものと化す俗化と、他方でその「肉性」を拒否する靈性至上主義というパラドックスにおいて展開されてきた⁹⁴⁾。正統性のない手は、両極間で簡素化した抽象的立場をとり、両極への偏向をたくみに避け、異端の論理的厳格性にたいして、対立葛藤による流動性をもって対峙してきたのである。

陥るのにたやすい、あらゆる異端を避けて、両極のあいだで平衡をたもつキリスト教の正統を、ある文学者は、その文学的感性によって評価している⁹⁵⁾。

それは、アリストテレスが説いた倫理における中庸というような両極の中間点に固定された均衡ではなく、時と空間と内容によって変幻し流動するような、両極の対立葛藤がもたらす平衡（バランス）感覚なのである。

異端者に多い禁欲主義者

時・空間や、裁定・被告の当事者が変われば、正統と

異端が逆転するという事例は、歴史全般にたびたび看取されてきた現象である。

中世ローマ・カトリック教会は、聖職者個人の道徳性を問わない事効論という神学的立場を正統としていたため、道徳的に頹廢した司祭が執行した聖餐式は無効とする人効論の立場は、異端とされていた。しかし、その正統派権威の事効論が、聖職売買や聖職の結婚・同棲などをもたらしただけで、一〇七三年教皇グレゴリウス七世は、道徳的厳格主義にもとづいて、教会改革をおこない、人効論を正統としている。道徳性の復権のための教会共同体における刷新事業において、正統と異端は逆転したのである。

ただ、この例外的措置は、のちに正統性を標榜した異端運動を誘発することにもなり、教会の秩序維持のため、事効論を正統とする軌道の再修正を必要としたが、異端とされた者や運動に、禁欲主義者たちがおおいという現象は、マルキオン派、グノーシス主義、モンタノス派、ドナートウス派、ペラギウスなど、古代キリスト教から、ヴァルド派、カタリ派などの中世異端運動にいたる歴代の系譜でもあり、信仰治癒とアーヴィング主義にみられる、個人の信仰における道徳性の重視を顧慮すると、プランシエーとペイジの事例も、これに類するものといえるかもしれない。

個人の信仰上の純粹性や道徳性にもとづく禁欲主義、さらに敷衍すれば、未知の異文化にたいする理解や異言語能力、およびそれにたいする大衆支持というものは、教会という聖なる共同体における正統性とは、かならずしも一致するとはかぎらないのである。

共同体と個——伝統と近代の相克

共同体と個の関係は、哲学上の普遍と特殊、全体と個、という関係に類比している。普遍は個にまさるとする、キリスト教中世神学における普遍の実在論は、プラトンのイデア論を援用したものである。他方、普遍は実在するものではなく、ただ名があるのみの存在と主張するキリスト教における唯名論は、個の集合体を普遍と説くアリストテレスを援用したものである。アリストテレスは、三位一体の正統派教理を否定した古代アリウス派に影響をあたえ、中世の正統派神学者トマス・アクィナスも、信仰の理性化や合理化においてアリストテレスを復権させて唯名論の再登場をうながし、ルネッサンスの胎動を予感させている。だが、中世キリスト教におけるこの教会論争において、勝利したのは前者であった。キリスト教では、教会共同体の秩序を保証する普遍の実在論が正統とされ、唯名論は異端とされてきたのである。

ルターの宗教改革とそれに後続するプロテスタント諸

派が、聖書と個人の信仰を、既存の聖なる救済機関よりも重視するようになるまでは、教会という聖なる共同体は、その構成員である個人の信仰よりも優先されていたのである。

ペイジの事例における米国聖公会内外伝道協合理事会の最終判断は、その復活劇といえるものであった。これは、聖公会が、ローマ・カトリック教会や東方正教会の系統につらなる使徒継承 (Apostolic Succession) を、自派の主教制において自任するという、教会職制における普遍性の維持を主張する教派であったことも、個人による信仰の先進性が容認されなかつたひとつのおおきな要因であつたとはいえるだろう。

ただ、米国聖公会においても判断が揺らいだことは、カトリックからプロテスタントまでの両極と中間を包括する、ハイ、ロー、ブロードという多様な派内チャーマンシップをかかえる教派の特徴が、この使徒職をめぐる問題で顕在化したものとも解釈できよう。

だが、個人の思想や信仰の自由が憲法によつて保障される近代国家において、宣教師個人が保持する信仰内容が、その諾否にかんして当該教派において未決のものであつた場合、宣教師の帰属教派がそれをいっただこまで規制できるのかという問題を、教会共同体の普遍性を自任してきた使徒継承につらなる教派は、一九世紀末の

近代海外伝道において問われたのであつた。

近代現代における個の復権は、教会という聖なる共同体の普遍性にあらためて対抗し、脅かすものでもあつた。その意味で、個人的信仰の放棄を宣教師に要求しなかつたウイリアムズやマキムといった米国聖公会の海外伝道主教は、近代伝道の象徴ともいふべき位相をみせたのであり、問題視された個人的信仰の放棄をあくまでとめようとした母教会とは、対峙した存在であつた。世紀転換期の異教文化圏の海外伝道地をめぐる、近代と伝統はこのように衝突したのである。

みえざる正統性と未決の先進性の確執

異文化理解に優れた遣日宣教師ペイジの海外伝道地への帰任を認めるのか、それとも、宣教師を解任するのかで、理事会の評決が逆転し、その判断が最後まで揺れたことがしめすように、米国聖公会の近代海外伝道におけるキリスト教の正統性の基針は、母教会内部においても、おおきく変動した。ここでもまた、古来の伝統的キリスト教の平衡感覚と、近代における個の復権との綱引き現象が展開したのである。

このとき、母教会はみえざる正統性の指針を探りながら、最終的に、アーヴィング主義そのものを放棄することを公言するという一点、すなわち伝統的に異端裁判の

系譜にみられる、みずからの異説放棄を、当該宣教師に課すことを採択した。それは、法規では特化してさだめられていない海外宣教師の任務と性質といったものを問うなかで、母教会みずからの秩序維持のため、伝来の平衡感覚に依拠するという逆振の帰結であった。

そして、ここでは、ペイジが母教会に提起したアーヴィング主義が唱える霊的活性化をうながす教会職制における使徒制度という、未決の先進性や新進性にかんしては、判断をくだされることはなかった。というよりも、むしろそのことこそが、母教会にとつては重要であった。正統性を維持する秘訣は、みえざる基針の流動性を、いかに確保するかにあったからである。

近代における思想・宗教の自由を盾とした海外宣教師の個人的信仰が内包する、帰属教派から諾否を判断されていない未決の先進性や新進性は、二〇世紀現代への世紀転換期においてもなお、使徒継承による普遍性のない手を自任するような教派においては、教会秩序を維持するための伝統的な対立葛藤がもたらす平衡感覚という、流動的で可視化されない正統性の琴線に、抵触する可能性がたかいことを、ペイジの解任事例ではしめしているのである。

注

(1) 拙論「異文化理解か異端嫌疑か——解雇された米国聖公会遣日宣教師（上）——C・T・ブランシェーの信仰治癒運動」『立教学院史研究』二号、立教学院史資料センター、二〇〇四年、三九—五七頁。

(2) 前掲拙論、三八—六〇頁。

(3) Minutes of the Foreign Committee (hereafter cited as Minutes) of the Domestic and Foreign Missionary Society (hereafter cited as DFMS) of the Protestant Episcopal Church of the USA (hereafter cited as PECUSA), 8 January 1884, Record Group (hereafter cited as RG), 41, Book 50, Archives of the Episcopal Church (hereafter cited as AEC.)

(4) Minutes, 11 March 1884, *ibid.*: Spirit of Missions (hereafter cited as SM) 1884, p.189

(5) Henry D. Page to Joshua Kimber, 19 March 1884, Manassas, VA, Japan Records (hereafter cited as JR), RG, 71, Box 15, AEC.

(6) Page, postcard, 28 March 1884, Chicago, *ibid.*

(7) Page, 23 April 1884, San Francisco, *ibid.*

(8) Page, 26 April 1884, SF, *ibid.*

(9) Page, 29 May 1884, Tokyo, *ibid.*

(10) *Ibid.*: SM1884, p.395

(11) Page to Channing Moore Williams, 21 July 1884, Tokyo, JR.

RG.71, Box 15, A.E.C.

(12) SML1886, p.271

(13) Page, Report, 30 June 1885, Tokio, SML1885, p.526

(14) 『慶應義塾百年史 中巻(前)』慶應義塾編・発行、一九六〇年、四一頁。

(15) 同右、四〇—四一頁。

(16) 同右、四〇頁。

(17) SML1886, p.227

(18) SML1887, p.103

(19) 白井堯子『福沢諭吉と宣教師たち—知られざる明治期の日英關係』未來社、一九九九年、一八三—一八四頁。

(20) 同右、一八三頁。

(21) 同右、一八二頁。

(22) 慶應義塾に大学部が設立された一八九〇年一月まで、ロイドは英語教育の統括者であった(白井堯子、前掲書、一九三頁)が、とくに一八八六—八七年は、ロイドの慶應義塾における絶頂期であった(白井、前掲書、一九二頁)。

教育事業は、伝道事業の支障になる、と消極的判断をする帰属ミッションの英国教会福音宣教師協会(S.P.G.)にたいして、ロイドは「トーカー・ティーチング・ミッション」と命名した慶應義塾における教育活動を、S.P.G.の伝道機関誌『ミッションナリー・ワールド』で報告し、それを母機関に評価させることに成功、多数の英国教会系の聖職、信徒を、慶應義塾の教員

として登用する端緒をひらいた(白井、前掲書、一九〇頁)。

(23) 白井、前掲書、一八九頁。

(24) 同右、三五、三八—四〇、九〇—九二頁。

(25) 本井康博『新島襄と徳富蘇峰』見洋書房、二〇〇二年、二〇—二〇二頁。

(26) Page, 8 November 1886, Osaka, SML1887, p.25

(27) SML1886, p.255

(28) SML1888, p.103

(29) SML1888, p.470

(30) Williams, Report for 1887-88, Yedo, *Domestic and Foreign Missionary Society of the Protestant Episcopal Church of the USA*, pp.107-108

(31) John McKim, 20 October 1888, SML1889, pp.22-23

(32) Page, 20 November 1886, SML1887, pp.323-324

(33) McKim, 2 December 1890, JR, RG.71, Box 11, A.E.C.

(34) SML1895, p.389

(35) *The Encyclopedia of Religion*, ed by Mircea Eliade, Macmillan Publish Co., NY, 1987, vol.7, p.287

(36) *Ibid.*

(37) *Ibid.*

(38) *Ibid.*

(39) D・クリスティ・マレイ『異端の歴史』教文館、野村美紀子訳、一九九七年、二七九頁。

- (40) *The Encyclopedia of Religion*, op.cit.
- (41) *Ibid.*
- (42) W・ウォーカー『キリスト教史 近現代のキリスト教』竹内寛 監修、野呂芳男・塚田理・八代崇共訳、ヨルタン社、一九八六年、一九〇—一九一頁。
- (43) D・クリスティ＝マレイ、前掲書、二八〇頁。
- (44) 同右。
- (45) *The Encyclopedia of Religion*, *ibid.*
- (46) D・クリスティ＝マレイ、前掲書、二八〇頁。
- (47) W・ウォーカー、前掲書、一九〇—一九一頁。
- (48) D・クリスティ＝マレイ、前掲書、二八〇頁。
- (49) W・ウォーカー、前掲書、一九〇—一九一頁。
- (50) D・クリスティ＝マレイ、前掲書、二八〇頁。
- (51) 「雑記ノート」ウイリアムス主教文書；IB/25/96、日本聖公 会京都教区資料部。
- (52) Williams, 13 March 1888, Tokio, JR, RG71, Box 24, AEC.
- (53) Williams to William S. Langford, received 5 October 1888, NY, JR, RG71, Box 24, AEC.
- (54) Proceedings of the Board of Managers (hereafter cited as Proceedings) of the DFMS of the PECUSA, 14 December 1897, RG41, Book 74, AEC.
- (55) Proceedings, 9 November 1897, *ibid.*
- (56) Proceedings, 11 January 1898, *ibid.*
- (57) McKim to Page, copy, 18 January 1898, Tokyo ; McKim to Kimber, 15 April 1898, Tokyo, enclosure, p.5, JR, RG71, Box 13, AEC.
- (58) Page to Kimber, 7 February 1898, Washington D.C., JR, RG71, Box 15, AEC.
- (59) Henry D. Page "Statement of my Ecclesiastical Position", 28 January 1898, Washington D.C., *ibid.*
- (60) Scarborough to Kimber, 10 February 1898, New Jersey, JR, RG71, Box 15, AEC.
- (61) Kimber to Page, 11 February 1898, NY, *ibid.*
- (62) McKim to Page, copy, 14 February 1898, Tokyo ; McKim to Kimber, 15 April 1898, Tokyo, enclosure, p.6, JR, RG71, Box 13, AEC.
- (63) Page to Kimber, 28 February 1898, Washington D.C., JR, RG71, Box 15, AEC.
- (64) Page to Kimber, 4 March 1898 (A), Washington D.C., *ibid.*
- (65) Kimber to Page, 3 March 1898, NY, *ibid.*
- (66) Page to Kimber, 4 March 1898 (B), *ibid.*
- (67) McKim to Page, copy, 1 March 1898, Tokyo ; McKim to Kimber, 15 April 1898, Tokyo, enclosure, p.6, JR, RG71, Box 13, AEC.
- (68) P. K. Fyson to Page, copy, 28 February 1898, Hakodate, *ibid.*, p.4

- ⑤ Mckim to Kimber, 23 March 1898, Tokyo, *ibid.*
- ⑥ "Extract from a letter to Bishop Mckim of Feb.28, 1898" ; Page to Kimber, 30 March 1898, Washington D.C., enclosure, No.3, JR, RG.71, Box 15, AEC.
- ⑦ Page to Kimber, 5 April 1898, Washington D.C., *ibid.*
- ⑧ Page to Kimber, 7 May 1898, Washington D.C., *ibid.*
- ⑨ Mckim to Kimber, 15 April 1898, JR, RG.71, Box 13, AEC.
- ⑩ Page to Kimber, 30 March 1898, Washington D.C., JR, RG.71, Box 15, AEC.
- ⑪ Proceedings, 12 April 1898, RG.41, Book 74, AEC.
- ⑫ Page to Kimber, 9 May 1898, Washington D.C., JR, RG.71, Box 15, AEC.
- ⑬ Proceedings, 14 June 1898, RG.41, Book 74, AEC.
- ⑭ Page to Kimber, 9 May 1898, *op.cit.*
- ⑮ Kimber to Mckim, 10 August 1898, NY, JR, RG.71, Box 13, AEC.
- ⑯ Mckim to Kimber, 5 September 1898, *ibid.*
- ⑰ Page to Kimber, 5 September 1898, MD, JR, RG.71, Box 15, AEC.
- ⑱ Proceedings, 20 September 1898, RG.41, Book 75, AEC.
- ⑲ Proceedings, 2 November 1898, *ibid.*
- ⑳ Journal of General Convention, 1898, p.134
- ㉑ Mckim to Kimber, 26 December 1898, Tokyo, JR, RG.71, Box

15, AEC.

- ㉒ Mckim to Kimber, 1 November 1898, NY. : Proceedings, 2 November 1898, *op.cit.*
- ㉓ Page to Kimber, 18 November 1898, MD, JR, RG.71, Box 15, AEC.
- ㉔ Mckim to Kimber, 4 April 1900 ; Proceedings, 8 May 1900, RG.41, Book 76, AEC.
- ㉕ 甲南大学文学部教授の中島俊郎氏の『指示』46°。
- ㉖ 前掲拙論「五三」五九頁°。
- ㉗ 藤田省三『異端論断章』著作集一〇、みすず書房、一九九七年、一五—一七頁°。
- ㉘ 同右、一八頁°。
- ㉙ C・K・チェスタトン『正統とは何か』安西徹雄訳、新装版、春秋社、一九九五年、一六三—一八一頁°。